

## ■ その他配慮を要する事項

### (1) 新境橋交差点のバリアフリー化について

新杉田駅から横浜市南部地域療育センター、新杉田公園等を結ぶ磯子産業道路にある新境橋交差点においては、東側に横断歩道橋がありますが、西側の歩道を生活関連経路としています。

同歩道橋は、スロープの勾配が急であるなど、現行のバリアフリー基準に適合しておらず、かつ、バリアフリーの改善に必要なスペースがなく、歩道橋のバリアフリー化は非常に困難な状況です。

このため、将来、架替え等の大規模な改修を行う際、当該交差点のバリアフリー対策について検討していくこととし、当面は案内サインの設置等により、適切な誘導を行っていくことが必要です。

### (2) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要です。

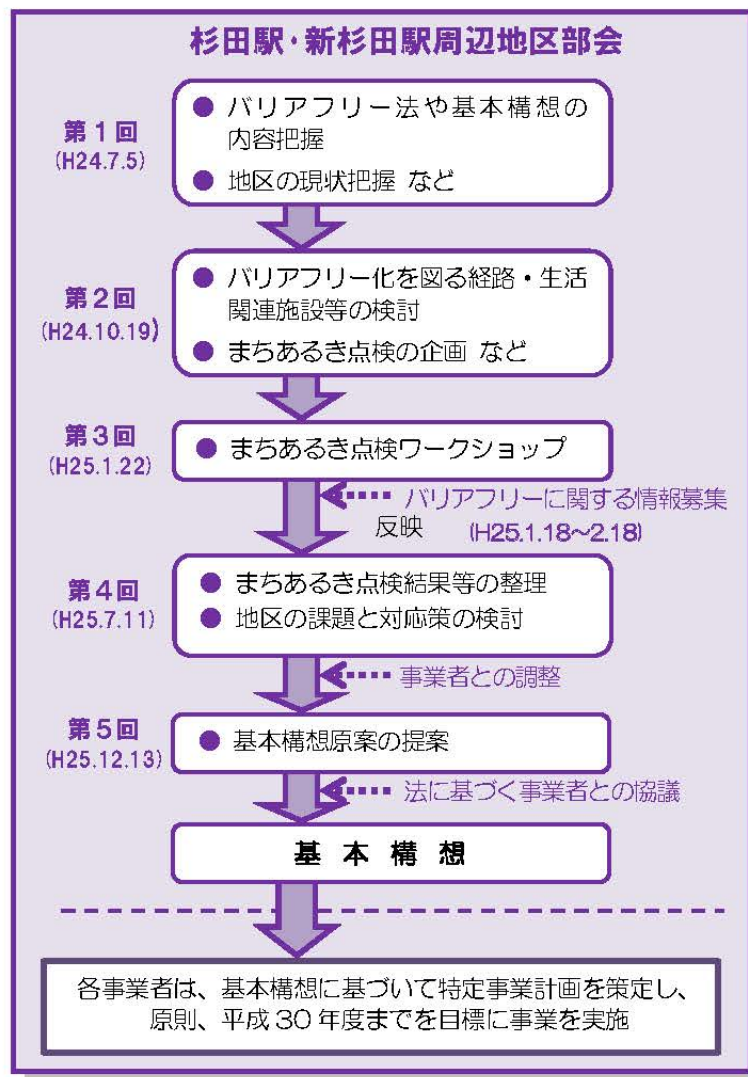
### (3) 横断歩道の安全対策について

聖天橋交差点や新境橋交差点の横断歩道は横断距離が長いので、横浜市バリアフリー検討協議会杉田駅・新杉田駅周辺地区部会において安全性の向上を求める意見がありました。

このため、本基本構想では、「音響式信号機等の設置」、「歩行者青時間の延長等」を交通安全特定事業として定め、視覚障害者の安全性及び利便性をさらに向上させるため、エスコートゾーン等の整備について引き続き検討が必要です。

## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆さま、関係する事業者・行政機関などから構成される杉田駅・新杉田駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



## ■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民の皆さまにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

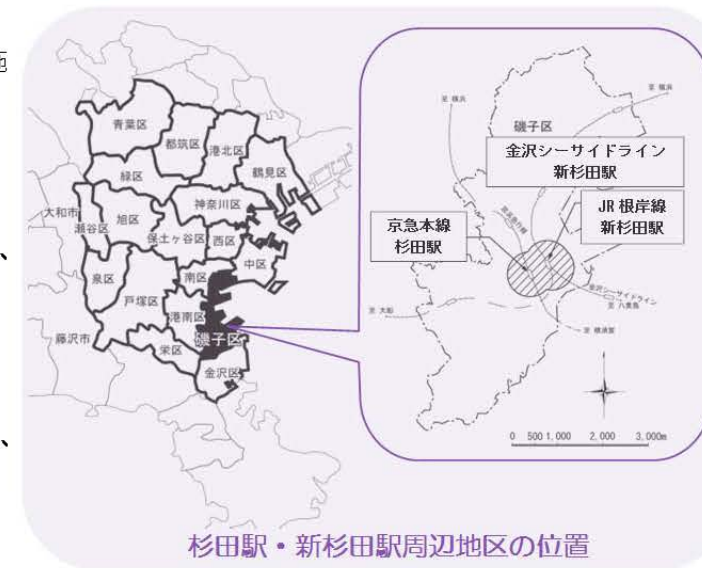
## 杉田駅・新杉田駅周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで14地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、磯子区の生活拠点として公共施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している杉田駅・新杉田駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



## ■ 杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

杉田駅・新杉田駅周辺地区は、横浜市の東南部、磯子区の南部に位置しています。地区には JR 根岸線新杉田駅、シーサイドライン新杉田駅、京急本線杉田駅の3路線3駅があります。鉄道、バスのターミナル駅になっている他、新杉田駅及び杉田駅の周辺には地区センター・スポーツセンター等の文化施設、地域ケアプラザ等の福祉施設、行政サービスコーナー等の行政施設、その他商業施設等が集積しており、2駅の間には杉田商店街が位置しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

## 参考

### バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

### 【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

### 【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

### バリアフリー基本構想とは・・・

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき事業(特定事業等)の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。

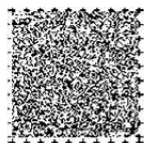
横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

## 《お問い合わせ先》

- 横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E-mail: do-barrierfree@city.yokohama.jp
- 横浜市磯子区役所 区政推進課 企画調整係  
〒235-0016 横浜市磯子区磯子3丁目5番地1  
TEL: 045-750-2332 FAX: 045-750-2533 E-mail: js-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課 磯子区役所区政推進課 及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

(ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/sugitasinsugita/>)





公共交通特定事業

- JR新杉田駅**
- ◆手すりの改善(2段手すり)
  - ◆手すりの改善(端部の延長)
  - ◆施設案内の追記
  - ◆案内表示の改善
- シーサイドライン新杉田駅**
- 案内表示の改善
  - 案内板への英語の併記
  - 手すりの改善(点字の設置)
  - 手すりの改善(端部の延長)

JR根岸線とシーサイドラインの乗り継ぎ  
◆経路案内の改善

京急杉田駅  
◆プラットフォーム構造継ぎ目の改善  
(目地等の処理)

交通安全特定事業

- 生活関連経路**
- ◆音響式信号機等の設置
  - ◆違法駐車取締りの強化
  - ◆違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - ◆標識、表示の視認性の確保
  - ◆交通規制の実施

**聖天橋交差点**  
◆歩行者用青時間の延長等

**新境橋交差点**  
◆音響式信号機等の設置

**杉田交番前の交差点**  
◆音響式信号機等の設置  
◆歩行者用青時間の延長等

**新杉田公園付近の交差点**  
◆歩行者用青時間の延長等

建築物特定事業

JR根岸線とシーサイドラインの乗り継ぎ  
●経路案内の改善

アルカード新杉田～各施設  
●案内表示の改善

プララ杉田  
◆滑りにくい床材への改善  
◆視覚障害者誘導用ブロックの設置

新杉田地域ケアプラザ等  
●案内表示の改善  
●手すりの改善(2段手すり)  
●視覚障害者誘導用ブロックの改善

新杉田地域ケアプラザ等～  
JR新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅  
●案内表示の改善

横浜市南部地域療育センター  
●敷地内通路の有効幅員の確保

道路特定事業

新杉田駅前広場(バス乗降場)  
●歩道における平坦性の改善  
●舗装面の改善  
●視覚障害者誘導用ブロックの改善  
●樹木の剪定等の管理

新杉田駅前広場(バス乗降場)～  
JR新杉田駅・シーサイドライン新杉田駅  
●案内表示の改善の検討

経路①(京急杉田駅西側)  
●案内の設置の検討

経路②-1(杉田商店街)  
◆通行空間の確保の検討

経路②-2(プララ杉田南側)  
●滑りにくい舗装材への改善  
●道路面の平坦性の改善  
●道路縦断勾配の改善

経路④(新杉田駅前広場前)  
●横断歩道に接続する歩道の勾配の改善

経路⑦-1(磯子産業道路①)  
●視覚障害者誘導用ブロックの設置  
●歩道面の平坦性の改善  
●安全な歩行空間の確保の検討  
●横断歩道に接続する歩道の勾配の改善

経路⑦-2(磯子産業道路②)  
●横断歩道に接続する歩道の勾配の改善  
●歩道面の平坦性の改善  
●車止めの移設  
●視覚障害者誘導用ブロックの改善  
●安全な歩行空間の確保の検討

経路③(らびすた新杉田南側)  
◆平坦性の改善  
◆歩道面の平坦性の改善

経路⑤(アルカード新杉田東側)  
●照度の確保

都市公園特定事業

新杉田公園  
◆移動等円滑化された出入口への改善  
◆一般の男子便所における手すり付きの床置き小便器又は壁掛式小便器の設置  
◆オストメイトに対応した水洗器具の設置  
●車いす使用者駐車区画の設置及び設置の表示

その他の事業

経路②-2(プララ杉田南側)  
●自転車等の駐輪に対する  
マナー啓発・移動等の対策の実施

経路⑦-2(磯子産業道路②)  
●自転車等の駐輪に対する  
マナー啓発・移動等の対策の実施

重点整備地区全域  
●地区における案内サイン等に関する全体  
計画の検討

経路②-1(杉田商店街)  
◆はみ出し看板・商品等の移設・撤去

生活関連施設

鉄道駅

駅前広場

建築物

公園

生活関連経路

重点整備地区

鉄道路線・駅

バス路線・停留所

交差点名 交差点

施設出入口

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。

主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

- 平成30年度までを目標に実施
- ◆今後機会を捉えて整備を実施